

# 千葉県職労情報 第419号

2007年10月29日(月)千葉県職員労働組合  
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475  
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp  
ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩んでいな  
いで、県職労に相談  
してください

## 10月23日

### ニューフィル千葉に労働協約の ない請負契約を提示

# 3月末全員解雇提案



< 10月23日 ニューフィル千葉財団と交渉する県職労本部、ニューフィル千葉支部役員 >

10月23日、ニューフィル千葉と財団と交渉を行った。昨年度は、賞与全額カット、今年度は、楽団員の賃金を7ヶ月35%削減、一時金全面カットが強行されています。

今回、楽団員の生活を揺るがす契約制及び出来高払い制の導入提案がなされました。

その内容は、来年3月に全楽団員を一旦解雇し、新たに請負契約するというものです。

この契約が実施された場合に楽団員の給与体系は、固定給5万円+出来高となり、年間収入は約250万円(全員)となります。財団は存続をするためだといいいながら、事務局員には手を付けないなど楽団員だけに経営危機の責任を押しつけるものとなっています。

この収入では、楽団員の生活は出来なくなることはもとより、専属の楽団員を持たないニューフィル千葉が今後活動出来るのか疑問です。

財団は、この半年間検討委員会(ワーキンググループ)を開き、現在の財団を基本に 営業努力、知名度アップ 支援組織(サポーター)の充実 オケストラ編成を少なくとも38名にしたいとの方向をまとめています。今回の提案は、この方向にも矛盾するものです。

ニューフィル千葉主張	財団回答
<p>この提案は受けられない。楽団員の生活をどう考えているのか。この提案では将来が見えないし理解できない。どのような方針に沿って出されたものか。</p> <p>この提案では生活できないではないか。年間収入はどう変化するのか。昨年賃金を35%カット、一時金全額カットでなぜ経営が保てないのか。</p> <p>この間、何の努力をしてきたのか。20年度以降の経営状況は。定期会員の推移はどうか。</p> <p>昨年との状況と変化はないのか。</p> <p>提案では、財政難の責任を楽団員にだけ求めている。全ての職員が団結してこの難局に臨む体制とは思えない。</p> <p>財団が危機的な状況であれば再建のためは人身の一新、組織の改編などが行われると思うが、何ら行われていない。本当に存続の立場に立って</p>	<p>この提案で、生活が厳しくなることは承知している。しかし財団の収入源である小中高の音楽鑑賞教室が減る中で、財団の存続を究極の選択とした。この間、3月7日～7月24日ワーキンググループで5回の検討会を開いてきた。その内容は後日提示したいが若干の報告をしたい。</p> <p>検討委員会では、次の4点が検討された。現在の編成を前提として15名で何ができるか 営業活動の強化。どのように知名度アップをはかるか。県内ホールの活用。支援組織の強化。オーケストラの方向性。最低の編成として少なくとも38名とする等です。また日本オーケストラ準会員に登録する等を検討してきた。しかし、現状では難しい。経営の安定が不可欠である。</p> <p>また、県の中にも検討委員会が設置され3月～10月に開催されている</p> <p>そこでは、少年少女合唱団との連携はできないか。地域ニーズを汲めないか。事務局・楽団員との営業活動 楽団員の有期契約制 楽団に常任指揮者の導入等である。</p> <p>昨年の賃金を35%カットで約280万円でありましたが、約250万円となります。</p> <p>2年間の緊急措置として行ってきた。演奏回数、音楽鑑賞教室、民間の依頼の減少等で財団は財政難である。</p> <p>定期会員は380名 460名となっています。今年度は500名を目標としては1000名を目指しています。営業面では民間会社20社を回り法人会員の獲得の活動を行ってきました。</p> <p>経営状況は、19年度は約8千万円の赤字であり、20年度は6千～7千万円の赤字を想定している。年間4千万円の借入の状況である。</p> <p>状況は同じである。昨年は2.5千万円の緊急支援を受けている。</p> <p>ニューフィル千葉の置かれている立場は危機的な状態です。県の検討委員会からも契約制・出来高制への提言も出されている。</p> <p>財団事務局は最大限の努力をしている。少ないかもしれないが、民間会社を20社訪問している。営業にも限度がある。</p>

いるの解らない。札幌フィルでは、財団、楽団員が一致団結して、また事務局の8割は整理されている。千葉ではその努力が見えない。

契約制・出来高制になると楽団員の身分はどうか。請負契約ではないのか。

これで財団が運営できるのか。専門の楽団員がいない財団では将来が見えてしまう。それを狙っているのか

3年間の有期雇用となり、身分的には請負契約となる。楽団員には3月に一旦退職して頂き（退職金を払う）再契約となる。

財団の存続を最優先に考えている。財政難のなかで提案している。今後も話し合っていきたい。

11月中旬を目処にお願いをしたい。

(財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉楽団員  
に関する契約制及び出来高払い制の導入等について

H 19.10.4

(財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉

(財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉は、学校音楽鑑賞教室や自主演奏会等を通じ県民に音楽の楽しさや喜びを感じてもらえるよう活発な活動を展開し、音楽芸術の普及、向上の一翼を担うとともに千葉県における文化振興に寄与してきたところである。

一方、財団運営においては、演奏回数の減少から、累積債務を抱える厳しい経営状況となっている。当オーケストラが今後も継続的、積極的に活動を展開するためには、財団経営の健全化・安定化を図るとともに、さらなるレベルアップを図り良質の音楽を提供することが必要であり、このことによって、県民に愛され、また内外に誇れるオーケストラになれるものである。

このような、財団が置かれている厳しい状況の中で、オーケストラの充実を図るために、事務局と楽団員が一体となって営業活動やファン獲得のためのさらなるサービスを行うことや、昨今の演奏活動状況を踏まえた改革として楽団員の契約制及び出来高制の導入が必要である。

このため、以下、提案する。

記

1 契約制に移行

(1) 一回の契約期間は3年とする。

(2) 契約書案は別紙のとおり

2 給料は出来高払い制に移行

(1) 出演料の一部として月50,000円を払う。

(2) 出来高は、別途定める「契約楽団員出演料」で実績に応じ算定する。

3 営業活動・ファン獲得サービス

(1) 年間10日の営業活動を行い、旅費等の実費は財団が支弁する。

(2) 演奏会への来場促進に向けた礼状・案内状の発送等を行い、発送等にかかる実費は財団が支弁する。

4 施行時期

平成20年4月1日